

作 業 基 準

奥 只 見 觀 光 株 式 会 社

目 次

第1章	目 的	—————	1
第2章	作業体制	—————	1
第3章	危険物の取り扱い	—————	1
第4章	乗下船作業等	—————	2～3
第5章	旅客の遵守事項等の周知	—————	3～4

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき奥只見湖周辺航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作 業 体 制

(作業体制)

第 2 条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して、陸上において乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱外し等の作業を実施する。

2. 船長は、船内作業員を指揮して船舶上における乗下船する旅客の誘導離着岸時における諸作業を実施する。

第 3 章 危険物等の取り扱い

(危険物等の取り扱い)

第 3 条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害する恐れのある物品の取り扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
3. 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前 2 項の危険物に該当する恐れがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指揮を受けて運送申込み人の立合いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4. 船長及び陸上作業員は、前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗 下 船 作 業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

2. 離岸10分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。
ただし、尾瀬口船着場においては、離岸10分前になったとき船長は舷門を開放し、旅客の乗船を開始するよう船内作業員に合図する。
3. 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。
ただし、尾瀬口船着場においては、船内作業員が旅客を乗船口に誘導する。
4. 陸上作業員及び船内作業員は、(無料幼児を含む)を把握し、旅客船定員を超えないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び船長に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 陸上作業員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨船長に報告し、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。
ただし、尾瀬口船着場においては、船内作業員が行う。

(着岸作業)

第6条 陸上作業員は、船舶の着岸時刻5分前までに綱取りその他の作業に必要な配置につく。
ただし、尾瀬口船着場においては、船内作業員が行う。

2. 陸上作業員は、船舶の着岸にあたっては迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業員は係留索の急緊張等による危害を

受けることのないよう十分注意する。

3. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中旅客の安全に支障のないよう係留方法に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。

ただし、尾瀬口船着場においては船内作業員に合図する。

2. 船内作業員は、陸上作業員と協力して旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

ただし、尾瀬口船着場においては船内作業員が旅客を誘導して下船させ、下船完了後舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第 5 章

旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項

- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法。
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

（旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示）

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう務めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

附 則

この基準は、平成 18年 10月 1日より実施する。

改正 平成 29年 8月 1日